

<問題 1> (配点：1)

次のAからEまでのうち、下線部分が正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを選びなさい。

- A 東京にある電機メーカーAのX部長は、台湾での携帯電話の規格認証試験を受けるため、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する試作機αを台湾の試験機関Bへ携行する。当該試作機αの価額が、180,000円である場合、輸出令第4条第1項第五号の少額特例を適用することができる。なお、当該試作機αは、告示貨物ではない。
- B 大阪にある電機メーカーAのX部長は、フランスの標準化団体Bに対し次世代通信システムの標準化提案を行うためアクセス技術αを提供する予定である。当該アクセス技術αが外為令別表の9の項(2)に該当する場合、貿易外省令第9条第2項第十一号の「工業所有権の出願又は登録」を適用することができる。
- C 名古屋にある電機メーカーAのX部長は、マレーシアにあるサーバーの生産委託先であるメーカーBに対し、外為令別表の7の項(1)に該当する技術αを提供する予定である。電機メーカーAは、当該技術αを、平成24年9月に取得した一般包括役務取引許可を適用して、メーカーBに提供することができる。
- D 東京にある製鉄メーカーAのX部長は、タイの空港の待合室で、外国ユーザーリストに掲載されているパキスタンの団体B(懸念区分は、ミサイル)に勤めているY研究員と偶然会った。そこで、Y研究員から、リスト規制に該当しないマルエージング鋼(懸念される用途は、核兵器、ミサイル)の製造方法について、質問を受けたので、口頭で説明をした。この場合、口頭での説明は、キャッチオール規制の対象にはならない。
- E 東京にある電機メーカーAのX部長は、試作したデジタル複合機X(輸出令別表第1の16の項に該当)とそのデジタル複合機Xを使用するために特別に設計したソフトウェアα(ソースコードは公開されていない。)を台湾の生産委託先であるメーカーBに輸出・提供する予定である。当該ソフトウェアαは、外為令別表の9の項(1)に該当する場合、貿易外省令第9条第2項第十四号ハの貨物内蔵プログラムの特例を適用することができる。

1. A○ B× C○ D○ E○
2. A× B× C× D× E○
3. A○ B× C× D○ E×
4. A× B○ C× D× E×
5. A○ B○ C× D○ E○

＜問題 2＞（配点：1）

次のAからEまでのうち、下線部分の説明が正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを選びなさい。

- A 東京にある電機メーカーAのX技術部長は、カリフォルニアにあるITメーカーBの要請を受け、渡米し、2，3日滞在する予定である。その際、輸出令別表第1の7の項に該当する検査装置αを日本から持ち出し、現地で検査後、日本に持ち帰る予定である。この場合、電機メーカーAが、ATA条約第1条（d）に規定するATAカルネを取得すれば、無償告示第一号の規定が適用できるので、当該検査装置αを日本から持ち出す際、輸出許可は不要である。
- B 大阪にある貿易会社Aは、平成23年3月1日に当時の「一般包括輸出許可」を有効期限3年で取得した。貿易会社Aが、平成25年2月26日に特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可に更新する場合、包括許可取扱要領によれば、有効期限の3ヶ月前でなくても更新することができる。
- C 東京にあるコンサルティング会社AのX技術部長は、旧ソ連の科学者で、現在は、ドバイに住んでいるY氏より、外為令別表の1の項に該当する戦闘機のエンジンの製造技術を売りたいと言われた。コンサルティング会社Aでは、いくつか有力な顧客を知っていたので、一旦、南アフリカにある子会社Bに当該技術が入ったCD-ROMを30万ドルで購入させ、その後、子会社Bに指示して当該技術をパキスタンにある武器メーカーCに100万ドルで売却する契約を取り纏めた。コンサルティング会社Aは、一連の取引について、特に報酬を受け取っていないのであれば、貿易外省令第9条第2項第五号が適用されるので、外為法第25条第1項に基づく許可を取得する必要はない。
- D 大阪にあるプラントメーカーAは、中国にあるメーカーBと外為令別表の3の項に該当する熱交換器の製造技術を提供する契約を締結した。プラントメーカーAが役務取引許可申請をする際、提出書類通達では、「契約書は、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであること。」とは規定されていないので、当該規定のない契約書で、役務取引許可申請をすることにした。
- E 東京にあるソフトメーカーAは、輸出令別表第1の9の項（7）に該当する暗号集積回路が設計できるCADソフトを販売している。このソフトは、外為令別表の9の項（1）、貨物等省令第21条第1項第七号に該当する機能を有するが、秋葉原にあるCADソフトの専門店に行けば、誰でも購入ができ、特に専門家の支援も必要なく使用することができる。東京にあるメーカーBが、このソフトを秋葉原にあるCADソフト専門店で購入

し、メキシコにある海外子会社Cに10セット送る場合、このソフトは市販されているので、貿易外省令第9条第2項第十四号イの規定により、役務取引許可は不要である。

1. A○ B× C○ D× E○
2. A× B○ C× D× E○
3. A○ B× C× D○ E×
4. A× B○ C× D× E×
5. A○ B○ C○ D× E×

<問題3> (配点：1)

次のAからDのうち、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを選びなさい。

- A 日本にあるA社がドイツにあるB社に外為令別表の8の項(1)に該当する技術資料Xを提供する取引に合意した。たまたまドイツにA社の社員が出張中であつたので、同社員へ当該資料XをEメールしておき、役務取引許可を取得後に同社員からB社へ渡すことにした。この場合、ドイツに出張中のA社社員に当該資料XをEメールする送信行為自体は、同じ組織内での行為なので、外為法第25条の規制対象外である。
- B 日本にあるA社は、ドイツにある子会社B社に外為令別表の8の項(1)に該当するコンピュータの設計業務を移管することにした。そのため、B社の社員Xを日本へ1年間長期出張させ、A社の京都にある工場において技術研修を受けさせることにし、以下の輸出管理の方針を立てた。
(A社の方針)：「X氏は来日後6カ月未満の間は非居住者なので技術研修に際して輸出管理を厳格に行う。日本滞在が6カ月以上になると居住者となるので、6カ月に達した時点で輸出管理を解除する。」
このA社の方針は、妥当である。
- C 札幌にあるA社は、中国にあるB社からプログラムXを購入し、ベトナムにあるC社に販売することになった。当該プログラムは外為令別表の8の項(1)に該当する。当該プログラムXは、B社が、約1年前に、東京にあるD社から購入したものである。A社からC社への提供ルートとしては、日本を経由せずにB社からC社へ直接送付してもらうことにした。このA社からC社へのプログラムの販売は、当該プログラムがもともと日本のD社からB社へ販売されたものであるから、外国間等技術取引の規制対象として検討する必要がない。
- D A社とB社は、共に東京にある企業である。A社はインドネシアの携帯電話会社C社から、携帯電話の通信システムを構築する案件を受注し、B社はA社との契約に基づき、当該通信システムの中核機器をC社に納入する。また、これに伴って、インドネシアにおいてB社は、A社に技術支援をする契約になっている。この場合、B社からA社への技術支援の中に、外為令別表の9の項に該当する技術がある場合、B社は、役務取引許可を取得する必要がある。

1. A○ B○ C○ D×
2. A○ B○ C× D○
3. A○ B× C○ D×
4. A× B× C○ D○
5. A× B× C× D○

<問題4>（配点：1）

次のAからEのうち、誤っている説明の組合せを選びなさい。

- A 東京にある電機メーカーAは、市販している自社製品の取扱説明書を自社のホームページに掲載している。ただ、このような取扱説明書をダウンロードする人は、通常、その製品を購入したユーザーに限られているので、電機メーカーAが取扱説明書を自社のホームページにアップロードする場合は、役務通達にある「例えば、電気通信ネットワーク上のファイルへの記録等により不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とするための行為はこれに含まれない。」とする規定を適用することはできない。
- B 東京にあるA大学のX教授は、外為令別表の3の2の項（1）に該当するエボラウイルスの増殖技術についての研究論文 α をフランスの科学雑誌Bへ投稿する予定である。来週、科学雑誌Bの編集長Yにメールで研究論文 α を送る予定であるが、場合によっては紙面の都合で、同誌に掲載されることが保証されていないとしても貿易外省令第9条第2項第九号ホが適用できるので、役務取引許可は不要である。
- C パキスタンにある外国ユーザーリストに掲載されているA大学（懸念区分は、ミサイル、核）を卒業したパキスタン人の研究者X（素粒子物理学を専攻）は、日本の大学院Bに留学するために来日して、まだ2週間である。研究者Xの素粒子物理学の研究のためには日本の大学院Bに設置されているスーパーコンピュータの使用が不可欠である。そのため、大学院Bの指導教官Zは、同コンピュータの操作説明書を研究者Xに提供する必要があるが、その操作説明書は外為令別表の8の項（1）に該当している。この場合、大学院Bは、この操作説明書を研究者Xに提供する際、役務取引許可の取得は不要である。
- D 大阪にある電機メーカーAは、アメリカでの特許出願に先立ち、アメリカの大手事務所Bに特許として成立するか否かの事前調査を依頼する。そのため外為令別表の9の項（1）に該当する技術を記載した資料を同事務所Bに提供する。この技術提供は貿易外省令第9条第2項第十一号の「工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引」にあたるので役務取引許可は不要である。
- E 名古屋にある工作機械メーカーAのX営業部長は、フランスにある自動車部品メーカーBのY技術部長より、自動車部品製造用に外為令別表の2の項（2）に該当するNCプログラム3セットの注文を受けた。工作機械メーカーAは、メーカーBとは初取引であったので、自社の輸出管理内部規程に基づき調査したところ、Y技術部長は、フランスとイランの二重国籍を有していることが判明した。この場合、工作機械メーカーAは、提供地は、イラン

で役務取引許可を取得する必要がある。

1. A・B
2. B・C
3. C・D
4. C・E
5. E・A

<問題5> (配点：1)

次のAからEまでのうち、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを選びなさい。

- A 国内にある工作機械メーカーAは、リスト規制に該当しないNC工作機械3台を国内代理店Bに販売する予定である。工作機械メーカーAは、当該NC工作機械が、国内代理店Bにより、さらに国内の第三者Cに販売され、輸出されることを知っている場合は、キャッチオール規制の客観要件のチェックをし、客観要件を満たす場合は、必要な許可を取得する必要がある。
- B キャッチオール規制では、輸出令別表第3に掲げる地域を経由する場合、たとえば、アメリカが経由地であれば、アメリカの輸出関連法規の適用を受けるので、仕向地が非ホワイト国であっても、規制対象外とされている。
- C 少額特例の適用可否は、貨物が輸出される時点で判断することになっている。したがって、輸出契約が外貨で行われる場合は、当該貨物の輸出時点に属する月の日本銀行が公表している換算レートで少額特例が適用できるか判断する。
- D 仲介貿易取引規制では、輸出令別表第1の2の項から16の項に該当する貨物であって、船積地域と仕向地のいずれかが輸出令別表第3に掲げる地域以外で、核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして、仲介貿易おそれ省令で定める要件に該当するか、または、経済産業大臣から許可申請をすべき旨の通知を受けた場合のみが対象となる。
- E 北海道にあるX大学のA教授は、パリにあるY大学で、リスト規制に該当する技術を含む最新のロケットエンジンに関する講演会を行う予定である。当該講演会には、30ユーロ（約3,500円）の参加費を払えば、一般の人でも参加できるが、仮にイランや北朝鮮の政府関係者が多数参加していたとしても、役務取引許可は不要である。

1. A○ B○ C× D× E×
2. A× B× C× D× E○
3. A× B× C× D○ E○
4. A○ B○ C○ D× E×
5. A× B× C× D× E×

<問題6>（配点：1）

AからEのうち、誤っている説明の組合せを選びなさい。

- A 国内にある家電メーカーA社は、先月、アメリカにある大学を卒業した外国人X氏を採用した。契約期間は3年である。外国人X氏が担当する業務は新製品の開発であり、来週予定している研修時において、リスト規制該当技術を提供することになっている。この場合、家電メーカーA社は、研修を実施する前に役務取引許可が必要である。
- B 国内の事務機メーカーA社は、年に数回、海外子会社の新入社員を東京にあるA社に集め、新技術の発表会を実施している。今年度の発表の内容には、リスト規制該当技術も含まれていたが、海外子会社の新入社員であり、入社時に守秘義務契約も交わしているので、グループ外に情報が漏れることはないと判断し、役務取引許可を取得しないまま説明を行うことにした。
- C 国内の部品メーカーA社は、未公開の新技術（リスト規制該当技術を含む。）の説明を行なうため、国内の業務提携先であるB社を訪問した。メーカーA社の担当者が会場に入ったところ、日本語に加え英語やフランス語の会話も聞こえてきた。B社の事務局に確認をしたところ、たまたまB社のベルギーにある親会社から、役員が数名出席をしていることが判明した。そこで、当初予定していた説明から、リスト規制該当技術の部分を急遽削除して、説明をすることにした。
- D 国内にあるA社は、DVDに格納されたソフトウェア製品αをタイにある日系の電機メーカーB社に提供することになった。当該ソフトウェア製品αの該非判定の結果は、外為令別表の6の項（3）に該当とソフトメーカーC社より連絡を受けたので、A社は役務取引許可を取得し、当該ソフトウェア製品αの輸出申告時に、税関に対して外為令別表の6の項（3）に該当する旨の輸出申告をする必要がある。
- E 国内の翻訳企業A社は、ニューヨークにある子会社B社に顧客の和文原稿の英訳業務を委託している。ただし、翻訳企業A社は、顧客から英訳の注文を受ける際、和文原稿の外為令別表上の該非判定結果についても確認し、リスト規制該当技術が含まれていない場合に限って子会社B社に委託している。

1. A・B
2. B・C
3. C・D
4. D・E
5. E・A

<問題 7> (配点：1)

AからEまでのうち、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを選びなさい。

- A 国際機関が送付する貨物であって、我が国が締結した条約その他の国際約束により輸出に対する制限を免除されているものは、リスト規制該当貨物であっても、輸出許可は不要である。なお、この貨物には輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物も含まれる。
- B 本邦の大使館、公使館、領事館その他これに準ずる施設に送付する公用の貨物は、リスト規制該当貨物であっても、すべて輸出許可は不要である。一方、これらの施設にリスト規制該当技術を提供する場合は、すべて役務取引許可が必要である。
- C 輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物を輸出する際において貨物の総価額が少額特例の条件を満たせば、輸出許可は不要である。ただ、包括許可取扱要領の規定によれば、少額特例を適用するか否かの判断は輸出者に任されているので、少額特例が適用できる場合であっても、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、貨物を輸出することができる。
- D 国内にある工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を非居住者に提供する取引は、仮に当該技術がリスト規制に該当する技術であったとしても、役務取引許可は不要である。
- E ウクライナで工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引は、その中にリスト規制に該当する技術があったとしても、役務取引許可は不要である。

1. A○ B○ C○ D○ E×
2. A○ B○ C○ D× E×
3. A○ B× C× D× E○
4. A× B× C× D○ E×
5. A× B× C× D○ E○

<問題8> (配点：1)

AからEまでのうち、正しいものには○、誤っているものには×を付した場合の組合せを選びなさい。

- A 東京にあるA社は、輸出令別表第3の2の地域であるエリトリアのおもちゃ加工業者に産業用リベット銃を輸出する予定である。当該産業用リベット銃が、輸出令別表第1の1の項(1)に該当する場合、A社は、安全保障貿易審査課に輸出許可申請を行う必要がある。
- B 大阪にあるA社は、スポーツ用の空気銃をコンゴ共和国の公的なスポーツ団体に輸出することになった。当該空気銃が、輸出令別表第1の1の項(1)に該当する場合、近くにある近畿経済産業局で輸出許可申請を行うことができる。
- C 名古屋にあるA社は、パキスタンにあるメーカーX社より、同一の注文で輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受(価額95万円)と6の項(6)に該当する測定装置(価額96万円)の注文を受けた。メーカーX社に用途を確認したところ、いずれも同国陸軍で使用する、射程が300キロメートル以上の弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けた。この場合でも、A社は、少額特例が適用できる。なお、輸出令別表第1の6の項には、告示貨物はない。
- D 福岡にあるA社は、リスト規制に該当しない鋼材をインド向けに輸出する案件がある。ただ、インドの需要者X社は、航続距離が300キロメートル以上の無人航空機の開発を行っているという噂があるY社の100%子会社である。この場合、X社は、Y社と資本的・人的関係を有していることから、核兵器等開発等省令第二号に該当するので、A社は安全保障貿易審査課に輸出許可申請が必要である。
- E 長野にあるロボットメーカーA社は、ブルガリアにある原子力機関X社から、リスト規制に該当しないロボット1台の注文を受けた。A社はX社に用途を確認したが、「用途は、守秘義務の関係があって話せない。」と拒まれた。この場合、核兵器等開発等省令の需要者要件に該当するので、A社は、安全保障貿易審査課に輸出許可申請を行う必要がある。

1. A○ B○ C○ D○ E○
2. A○ B× C○ D× E×
3. A× B○ C× D× E×
4. A× B× C× D× E○
5. A○ B○ C× D× E×

<問題 9> (配点：1)

企業の自主輸出管理に関して、AからEまでのうち、適切なものには○、適切でないものには×を付した場合の組合せを選びなさい。

- A 通信技術に関する世界各国の専門家による会合において、東京にある通信機メーカーX社の担当者Aは、一部リスト規制に該当する携帯電話技術に関する講演をすることとなった。会合への参加は、自由であったが、実際は、各国の携帯電話会社の担当者とライバルの通信機器メーカーだけが参加している会合であった。メーカーX社は、欧米でも広く事業を展開していることから、担当者Aは、自社の輸出管理内部規程に基づき、当日の参加者名簿を入手し、外国ユーザーリストやD P L等に掲載されている企業・団体がないか、事前に確認する予定である。
- B 東京にあるメーカーAは、自社製品の輸出通関手続きを通関業者Bに委託している。ある輸出の際、メーカーAの営業課長は、貨物Xが輸出令別表第1の7の項(1)に該当しているにもかかわらず、リスト規制非該当と誤って通関業者Bに連絡をしてしまった。その連絡を受けた通関業者Bでは、偶然にも担当者が通関手続きを行う前に、その誤りに気づいたので、メーカーAにその旨を伝えてきた。メーカーAの営業課長Xは「通関業者Bが誤りに気づかなかった場合、無許可輸出となっていた。」と考え、速やかに自社の輸出管理部門に報告し、その再発防止のために必要な措置を講じることにした。
- C 1、2年前に政省令が一部改正され、大阪にあるメーカーAの製品Xも輸出令別表第1の4の項該当から非該当となった。メーカーAが、この法令改正の内容を知ったのは、1週間前であり、その間、メーカーAは特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、アメリカにあるITメーカーに輸出を繰り返し行っていた。この場合、メーカーAは、無許可輸出をしていたわけではないので、特に経済産業省や税関に対して、説明する必要はなく、輸出管理内部規程上も問題ない。
- D 名古屋にあるメーカーAでは顧客から『リスト規制に関する判定結果』を要求されるケースが最近特に増えてきている。確かに業務の負荷増につながってはいるが、リスト規制該当貨物や技術もあることから、メーカーの責任の一つと考え、顧客の輸出先や用途を確認の上、適切な該非判定のサービスを行っている。
- E 横浜にあるソフトウェア会社Aは、リスト規制に該当する技術Xを非居住者Bへ提供することとなった。ソフトウェア会社Aは、経済産業大臣に対し役務取引許可の申請を過去に一度も行なったことがなく、許可取得のノウハウも全く有していない。ある日この件を親会社Bに相談したところ、親会社Bが有する特別一般包括役務取引許可を適用して、提供すればよいと、親会社から提案がありソフトウェア会社Aはその提案を受け入れることとした。なお、この親会社と非居住者Bとの間に取引の事実はない。

1. A○ B○ C○ D○ E○
2. A○ B○ C× D○ E○
3. A○ B○ C× D○ E×
4. A× B× C× D× E○
5. A× B× C○ D× E×

<問題10> (配点：1)

AからEまでのうち、包括許可取扱要領について、誤っているものの組合せを選びなさい。なお、包括許可取扱要領の別表Aは、別冊の参照条文に収録している。

- A 東京にある貿易会社Aは、輸出令別表第1の2の項(8)、貨物等省令第1条第八号ロにのみ該当する貨物を、アメリカ合衆国(い地域①)に民生用途で輸出する場合、取得している特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用することができる。
- B 大阪にある工作機械メーカーAは、輸出令別表第1の2の項(12)、貨物等省令第1条第十四号にのみ該当する貨物を、中華人民共和国(ろ地域(ち地域を除く))にある車両メーカーBに輸出する場合、取得している特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用することができる。
- C 横浜にある貿易会社Aは、シンガポール(は地域②(ち地域を除く))にある日系の洗剤メーカーBから、輸出令別表第1の3の項(1)、貨物等省令第2条第1項第三号ヤに該当するトリエタノールアミン40キログラムの注文を受けた。貿易会社Aは、在庫としてトリエタノールアミン20キログラムを持っていたので、まず20キログラムを特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、輸出し、残りは入荷次第、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して、輸出する予定であるが、法的には問題ない。
- D 神戸にある電機メーカーAは、来年早々にも中華人民共和国(と地域②)にある自社の販売子会社Bで、輸出令別表第1の7の項(6)に該当する太陽電池セルをストック販売する予定である。当該太陽電池セルを特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して輸出する場合、太陽電池セルのストック販売であれば、需要者が軍若しくは軍関係機関又はこれらに類する機関であるおそれが少ないと認められる場合でも、経済産業省に届出の必要がある。
- E 東京にある工作機械メーカーAは、インドネシア(ろ地域(ち地域を除く))にある電機メーカーBより、輸出令別表第1の2の項(12)に該当する工作機械3台の注文を受けた。電機メーカーBとは、初取引であったが、工作機械メーカーAは、1年前に、タイにある子会社C向けに特定包括輸出許可を取得していたので、包括許可取扱要領の別表Aで確認したところ、輸出令別表第1の2の項(12)に該当する工作機械で、仕向地がインドネシアの場合は、「特定」と記載されていたので、特定包括輸出許可を適用して輸出できる。

1. $A \cdot B$
2. $B \cdot C$
3. $C \cdot D$
4. $D \cdot E$
5. $E \cdot A$

<問題 1 1> (配点：1)

AからEまでのうち、包括許可について、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを選びなさい。

(前提条件)

- ①東京にある貿易会社Xは、平成23年12月1日に当時の「一般包括輸出許可」(以下「当該一般包括輸出許可」という。)を、3年間の有効期限で更新した。
- ②大阪にある貿易会社Yは、平成23年11月1日に当時の「一般包括役務取引許可」(以下「当該一般包括役務取引許可」という。)を、3年間の有効期限で更新した。
- ③貿易会社XもYも、平成24年に施行された包括許可取扱要領の一部改正で、特に更新等は行っていない。
- ④AからEまでの輸出・提供先は、すべて民生用途で、用途・需要者に問題はない。

- A 貿易会社Xは、平成25年2月26日に輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路(価額1,000万円)をタイにある日系の自動車メーカーZに輸出する場合、当該一般包括輸出許可は、平成24年に施行された包括許可取扱要領の一部改正により、既に失効しているので、適用できない。
- B 貿易会社Xが取得した当該一般包括輸出許可は、平成25年2月26日現在、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可と読み替えることになっている。したがって、輸出令別表第1の7の項(16)に該当する半導体製造装置と、当該装置で使用する外為令別表の7の項に該当するプログラムを香港にある電機メーカーZに提供する場合、適用することができる。
- C 貿易会社Yが取得している当該一般包括役務取引許可は、平成25年2月26日現在、特別一般包括役務取引許可と読み替えることはできない。
- D 貿易会社Xは、平成25年2月26日に輸出令別表第1の6の項に該当する軸受(価額2,000万円)をタイにある日系の自動車メーカーZに輸出する場合、当該一般包括輸出許可は、有効なので、適用することができる。
- E 貿易会社Yは、平成25年2月26日に外為令別表の7の項(1)に該当する集積回路の製造技術をタイにある日系の空調メーカーZに提供する場合、当該一般包括役務取引許可は、有効なので、適用することができる。

1. A○ B○ C○ D○ E○
2. A○ B○ C○ D○ E×
3. A○ B○ C× D× E×
4. A× B× C× D○ E○
5. A× B× C× D× E○

<問題 1 2> (配点：1)

横浜にある貿易会社Aは、以下のような取引について、どのような対応をすればよいか、最も適切なものを1つ選びなさい。

[前提条件]

輸出先：ルクセンブルクにある日系現地法人B社

需要者：ノルウェーの航空機部品加工メーカーC社

輸出貨物：マシニングセンタ 1台 価額は、70万ユーロ

輸出令別表第1の2の項(12)、貨物等省令第1条第十四号ロに該当。

外為令別表の2の項(2)、貨物等省令第15条第2項に該当。

その他①：貿易会社A社は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可及び特別一般包括役務取引許可を取得している。

その他②：メーカーC社のホームページには、民間航空機とともに軍用航空機（戦闘機を含む。）の部品の製造・加工をしていることが写真入で掲載されている。また、大量破壊兵器等に転用しない旨の誓約書は入手しているが、通常兵器については記載がない。メーカーC社の担当者に用途を確認したが、説明を拒まれた。納入設置先は、メーカーC社の軍用航空機の工場内の一角である。

1. この場合、貿易会社A社は、取得している「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可」及び「特別一般包括役務取引許可」を適用して輸出することはできないので、経済産業局に個別の輸出許可申請及び個別の役務取引許可を申請する必要がある。
2. この場合、貿易会社A社は、取得している「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可」及び「特別一般包括役務取引許可」を適用して輸出する。ただし、通常兵器の部品加工の疑いがあるため、安全保障貿易管理課に事前に「届出」を行う。
3. この場合、貿易会社A社は、取得している「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可」及び「特別一般包括役務取引許可」を適用して輸出する。ただし、通常兵器の部品加工の疑いがあるため、安全保障貿易審査課に事前に「届出」を行う。
4. この場合、貿易会社A社は、取得している「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可」及び「特別一般包括役務取引許可」を適用して輸出する。ただし、通常兵器の部品加工の疑いがあるため、安全保障貿易審査課に事後に「報告」を行う。
5. この場合、貿易会社A社は、取得している「特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可」及び「特別一般包括役務取引許可」を適用

して輸出する。ただし、通常兵器の部品加工の疑いがあるため、安全保障貿易検査官室に事後に「報告」を行う。

<問題 1 3> (配点：1)

AからEまでのうち、「輸出者等遵守基準を定める省令」について、下線部分の説明が正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを選びなさい。なお、「輸出者等遵守基準を定める省令」は、別冊の参照条文に収録している。

- A 東京にある電機メーカーAは、年に100件以上、包括許可を使用して、リスト規制該当貨物や技術を外国に輸出・提供しているが、「輸出者等遵守基準を定める省令」によれば、同一の者を「該非確認責任者」と「統括責任者」に選任することはできないので、電機メーカーAでは、「該非確認責任者」には、同社の技術部長をあて、「統括責任者」には、代表権のある副社長をあてている。
- B 大阪にある大手書店Xは、インターネットを通じて、書籍を海外に住んでいる日本人や外国人向けに提供している。販売している書籍は、すべて公知の技術であるが、顧客に外国ユーザーリストに掲載されている企業や団体がある場合は、「輸出者等遵守基準を定める省令」によれば、「統括責任者」を選任する必要がある。
- C 神戸の個人Xは、大手電機メーカーを退職後、個人で、中国や韓国の電機メーカーなどにリスト規制に該当する半導体レーザーの技術コンサルタントを行っている。「輸出者等遵守基準を定める省令」によれば、個人の場合、需要者の情報や用途等を確認することは、企業や大学等とは異なり難しいので、免除されている。
- D 社員20名の東京にあるポンプメーカーAは、リスト規制に該当するポンプを製造し、年に20回、輸出許可を取得している。ポンプメーカーAでは、輸出については、専務取締役X、取締役ではない海外営業部長Y、海外営業課員Zの3人で行っているので、海外営業課員Zを「該非確認責任者」、海外営業部長Yを「統括責任者」に選任している。この場合、「輸出者等遵守基準を定める省令」によれば、法的には問題ない。
- E 「輸出者等遵守基準を定める省令」第1条第二号イからホまでは、法的義務がある規定であるが、同条同号ヘからリまでの規定は、努力規定である。

1. A× B× C× D× E×
2. A× B○ C× D× E×
3. A× B× C× D× E○
4. A○ B× C× D○ E○
5. A○ B○ C○ D× E○

<問題 1 4> (配点：1)

AからDまでのうち、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを選びなさい。

- A 東京にある貿易会社Aは、あまり取引のないタイにある航空機関連メーカーBより、今回1つの注文で、①日本製のカップラーメン2, 000個、②リスト規制に該当しないLED3, 000個、③リスト規制に該当しないアルミニウム管3, 000本の注文を受けた。貿易会社Aの担当者は、念のため、メーカーBのX技術部長に用途を確認したところ、①は従業員の夜食用に使用し、②は民間航空機の照明に使用し、③は重水の製造に使うとメールで連絡を受けた。この場合、貿易会社Aが、これらを輸出する際、輸出許可は不要である。
- B 東京にある素材メーカーAのX社長は、北京首都国際空港の出発ロビーで待っていたところ、偶然、メインバンクで大阪にあるB銀行のY頭取と会った。当初は世間話をしていたが、Y頭取から思いがけず、最近開発したリスト規制に該当する無機繊維 α について聞かれたので、無機繊維 α について説明して、ご理解をいただいた。仮に、この説明の中にリスト規制に該当する技術があったとしても、このような場合は、役務取引許可は不要である。
- C 大阪にある貿易会社AのX営業部長は、取引先である東京にある工作機械メーカーBのY技術部長と毎日のように電話やメールで外為令別表の6の項に該当する技術のやりとりを行っている。Y技術部長が、X営業部長の要請で、午前中に外為令別表の6の項に該当する図面を添付メールで送った後、午後になってX営業部長が急な中国出張で、当該メールを出張先の北京のホテルで見たとしても、役務取引許可は不要である。
- D 横浜にあるソフトメーカーAは、アフリカにあるB国陸軍の傘下にある研究所Cより、リスト規制に該当しない汎用のCADソフト10セットの注文を受けた。ただ、研究所Cの研究者は、B国陸軍と空軍から出向している研究者で、ソフトメーカーAは、当該ソフトを使って、B国空軍からの委託に基づき、航続距離70キロメートル程度の偵察用の無人航空機を設計したいと連絡を受けている。この場合、核兵器等開発等告示第一号には該当しないので、ソフトメーカーAは、役務取引許可は不要である。

1. A× B× C× D×
2. A× B○ C× D○
3. A× B○ C○ D×
4. A○ B× C× D○
5. A○ B○ C○ D×

<問題 15> (配点：1)

個別許可の申請について、AからEのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを選びなさい。

- A 輸出令別表第1の15の項に該当する貨物を輸出令別表第3の地域向けに輸出する場合、輸出許可の申請先は、経済産業局又は沖縄総合事務局である。
- B 輸出令別表第1の14の項に該当する貨物を輸出令別表第3の地域向け以外に輸出する場合、輸出許可の申請先は、本省の安全保障貿易審査課である。
- C 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物のうち、総価額が100万円（輸出令別表第3の3に掲げる貨物にあつては5万円）以下のもの（外国向け仮陸揚げ貨物を除く。）を輸出令別表第3以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合であつて、輸出令第4条第1項第三号イ、ロ又はニのいずれかに該当するものの輸出許可の申請先は、本省の安全保障貿易審査課である。
- D 外為令別表の15の項に該当する技術を輸出令別表第3の地域において当該地域の非居住者（取引の相手方、かつ、利用する者でもある）に提供する場合、役務取引許可の申請先は、経済産業局又は沖縄総合事務局である。
- E 外為令別表の14の項に該当する技術を輸出令別表第3の地域において当該地域の非居住者（取引の相手方、かつ、利用する者でもある）に提供する場合、役務取引許可の申請先は、経済産業局又は沖縄総合事務局である。

- 1. A○ B○ C○ D○ E○
- 2. A× B× C○ D○ E○
- 3. A○ B× C× D× E×
- 4. A× B○ C× D○ E×
- 5. A○ B○ C○ D× E○

<問題 16> (配点：1)

I から V までは、役務通達における用語の解釈である。文中の (A) から (D) に当てはまる語句として、正しい組合せのものを選びなさい。

- I 取引とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものを行い、提供することを目的とする取引とは、(A) に対して技術を対外的に提供すること自体を内容とする取引をいう。
- II 特定国の非居住者とは、外為法の規定及び外国為替法令の解釈及び運用について(昭和55年蔵国第4672号)に規定する基準に基づく自然人又は法人であって、特定国に属する(居所若しくは住所又は(B)の所在を判断の基準とする)者をいう。
- III (A) が技術情報を受領する場所が特定国であるとは、当該取引における(C)が特定国であることをいう(特段の定めがなければ(A)の居所、住所又は(B)の所在地が(C)であると考えられる。)。
- IV 許可を受けた外為法第25条第1項の取引により技術の提供を受けた(A)とは、契約の相手方のほか、当該取引において明らかとなっている限度において(D)を含む。
- V 外国において提供を受けたとは、(A) に提供する技術を外国において(E)より提供を受けたことをいう(居住者の指示により、(E) から(A) に対して、直接特定記録媒体の提供又は技術情報の電気通信による送信が行われる場合を含む。)。

- 1. (A) には「取引の契約先」、(E) には「非居住者」が入る。
- 2. (B) には、「主たる自然人及び法人」、(C) には「契約上の受渡場所」が入る。
- 3. (B) には、「主たる法人」、(D) には「当該技術の利用する者」が入る。
- 4. (A) には、「取引の相手方」、(E) には、「第三者」が入る。
- 5. (C) には、「契約上の履行地」、(D) には、「当該技術を利用する予定の者」が入る。

<問題 17> (配点：1)

AからDのうち、正しい説明には○、誤っている説明には×を付した場合の正しい組合せを選びなさい。

- A 大阪にある貿易会社Aは、アメリカ合衆国にあるメーカーBから、輸出令別表第1の7の項に該当するマイコン1,000個(価額500万円)の注文を受けた。そこで、在庫がある香港にある倉庫から、当該マイコンをアメリカ合衆国向けに出荷する予定である。この場合、仲介貿易取引ではないので、香港から輸出する前に安全保障貿易審査課に輸出許可申請をする必要がある。
- B 横浜にある貿易会社Aは、シンガポールにあるメーカーBから、リスト規制に該当しない汎用のネジを1,000個購入し、パキスタンのメーカーCに売却する予定である。当該ネジは、メーカーBの大韓民国にある倉庫から出荷され、パキスタンにあるメーカーCに直接輸出されることになっている。貿易会社Aは、メーカーCより長距離弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けていた場合、仲介貿易取引について、安全保障貿易審査課に許可申請をする必要がある。
- C 東京にある貿易会社Aの香港支店は、韓国にあるメーカーBから、リスト規制に該当しないニッケル合金の板を50トン購入する契約を締結し、当該ニッケル合金の板をパキスタンのメーカーCに売却する契約を締結する予定である。当該ニッケル合金の板は、メーカーBの上海にある倉庫から出荷され、パキスタンにあるメーカーCに直接輸出されることになっている。この場合、当該香港支店は、メーカーCより大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けていた場合、貿易会社Aは、仲介貿易取引について、安全保障貿易審査課に許可申請をする必要がある。
- D 上記Cの取引で、東京にある貿易会社Aの香港支店ではなく、貿易会社Aの香港にある現地法人の場合は、仲介貿易取引について、安全保障貿易審査課に許可申請をする必要はない。

1. A× B× C○ D×
2. A× B× C○ D○
3. A○ B× C× D×
4. A× B○ C× D○
5. A○ B○ C○ D×

<問題18> (配点：1)

提出書類通達で規定されている「許可条件」について、AからEのうち、正しい説明には○を、誤っている説明には×を付した場合の組合せを選びなさい。なお、外為法の条項そのものの正誤を問うものではない。

- A 許可条件は、外為法第69条第1項に基づき付されるが、許可条件に違反した者には外為法第9章罰則において懲役若しくは罰金又はこれを併科すると規定されている。
- B 再輸出若しくは再販売又は再提供に係る事前同意について、最終需要者が確定している場合の事前同意の対象は、原則貨物の再輸出（技術の再提供（当初の技術の提供先国以外の国で提供する場合に限る。））に限定されたが、輸出者が通常の事業活動の範囲において、貨物が再販売又は技術が当該提供先国内で再提供されたことを知った場合に、事前同意の対象でなくとも可能な範囲で経済産業省に情報提供をお願いされている。
- C 輸出した貨物が規制対象の仕様を満たさなくなったとき又は規制が改正され非該当になったときでも、最終需要者から誓約書に基づく事前同意を求められた場合、輸出者は許可条件に基づいて経済産業省に事前同意に係る手続をとらなければならない。
- D 輸出者が事前同意手続をとった結果、経済産業省が「同意しません」と連絡してきた場合、不服があったとしても、法令上、意見を述べる手続はなく、また最終需要者又は輸入者に対して速やかに不同意結果の連絡をすることが求められている。
- E 事前同意以外の許可条件についても課されることがあるが、その場合、本省安全保障貿易審査課から許可証が発給されるものに限られる。

- 1. A○ B× C○ D○ E×
- 2. A○ B○ C○ D○ E○
- 3. A× B○ C× D× E×
- 4. A× B× C× D× E×
- 5. A○ B× C× D○ E○

<問題 19> (配点：1)

包括許可取扱要領に基づく一般包括許可と特別一般包括許可に関する説明で、正しいものには○、誤っているものに×を付した場合の組合せを選びなさい。

- A 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可については、通関場所が複数ある場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可と同様に「包括輸出許可証分割申請理由書」を提出して分割の手続きができる。
- B 特別一般包括許可の適用範囲は一般包括許可の範囲を包含しているが、特別一般包括許可を有している者でも、内部管理上、欧米等のホワイト国のみとの取引しかない部門に一般包括許可を使用させたいと考えて、追加で一般包括許可の申請を行うことができる。このように同一の者が特別一般包括許可と一般包括許可を同時に有することは認められている。
- C 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可、一般包括役務取引許可の範囲には、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可、特別一般包括役務取引許可の範囲と同様に、ホワイト国向けに限定されるが「返送に係る輸出」、「返送に係る技術の提供」も含まれている。
- D 特別一般包括許可の申請者の要件に「外為法等遵守事項の実施状況について、安全保障貿易検査官室による実地の調査（立入検査を含む。）を受けている者」が加わったが、この要件は新規申請者にのみに適用され、許可の更新者には適用されないと解されている。
- E 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可と特別一般包括役務取引許可は、「役務（使用に係るプログラム）取引」に関して範囲が重複しているが、両方の許可を有している場合、包括役務取引許可のマトリックスに「特別一般」と表記されている提供地に「使用に係るプログラム(ソースコードが提供されるものを除く。)」を提供するに際して、許可適用の優先順位はなく、どちらの許可を適用しても構わない。

- 1. A○ B× C○ D○ E×
- 2. A○ B× C○ D○ E○
- 3. A× B○ C× D× E×
- 4. A× B○ C× D○ E○
- 5. A○ B× C× D○ E×

<問題 20> (配点：1)

日本企業が米国輸出管理規則に基づく輸出管理を実施する際の記述で、正しいものに○、誤っているものに×を付した場合の組合せを選びなさい。

- A 外為法のキャッチオール規制に該当する米国原産品目を再輸出する場合、外為法のキャッチオール規制に従った輸出管理によりその米国原産品目が大量破壊兵器等に転用されない事が確認できれば、米国政府の再輸出許可を取得する必要はない。
- B 米国輸出管理規則では輸出関連書類の保存期限は5年間と規定されている。
- C 外為法も米国輸出管理規則もともに国際輸出管理レジームの規制内容を遵守する為の法であるため、外為法を遵守するための輸出管理を実施していれば、同時に米国輸出管理規則を遵守していると考えられる。
- D 米国から貨物、ソフトウェアを一切輸入していない企業は、たとえ米国の子会社から導入した製造技術を基に日本で製造した品目を日本から海外に輸出していても、米国再輸出規制に留意する必要はなく、日本の輸出管理規制を遵守する事だけを考えればよい。
- E 輸出管理制度が整備されていない国に在る海外子会社であっても、米国原産品を再輸出する場合には、米国輸出管理規則に基づく輸出管理を実施すべきである。

- 1. A○ B× C○ D○ E×
- 2. A○ B× C○ D○ E○
- 3. A× B○ C× D× E×
- 4. A× B○ C× D○ E○
- 5. A× B○ C× D× E○

<問題 2 1> (配点：2)

米国輸出管理規則(EAR)で規定されている「エンドユース規制」(いわゆるキャッチオール規制)に関する記述として、誤っているものをすべて選びなさい。

1. 日本からインドに戦車設計用途を知らながらEAR99 の品目 (EAR対象であるがリスト規制非該当の品目。以下同様)を再輸出する場合、「エンドユース規制」は適用されない。
2. 日本国内において生物兵器開発用途を知らながらEAR99 の品目を販売する場合、「エンドユース規制」は適用されない。
3. 英国からフランスに化学兵器製造用途を知らながらEAR99 の品目を再輸出する場合、「エンドユース規制」は適用されない。
4. ドイツから認定エンドユーザー(VEU: Validated End-User)として現在のEARに規定されている企業・団体に核兵器製造用途を知らながらEAR99 の品目を再輸出する場合、「エンドユース規制」が適用される。
5. 日本から中国に戦闘機開発用途を知らながらEAR99 の品目を再輸出する場合、「エンドユース規制」が適用される。

<問題 2 2> (配点：2)

次の米国輸出管理規則に基づく輸出許可の取得の要否に関する記述で、正しいものをすべて選びなさい。なお、当該取引は、当該貨物の日本からの輸出であり、各設問で記載されている以外の大量破壊兵器用途及び懸念顧客等の要件には該当していないものとする。

1. 規制品目番号 3B002 に該当する品目をフィリピン(B 国群)に輸出する場合
には、輸出許可申請は不要である。
2. 規制品目番号 3B002 に該当する品目の中国(D：1 国群)向けの輸出において、当該品目の価格が 400 ドルの場合には、許可例外 L V S が適用できる。
3. 米国から許可例外 T S R を適用して輸出された技術(3E001)に基づいて直接的に製造された直接製品が 3B002 に該当する場合であっても、直接製品はキューバ及びD：1 国群向けの場合のみ許可申請が必要であるため、当該直接製品のシリア向け輸出には輸出許可申請は不要である。
4. 規制品目番号 3B002 に該当する品目をフランス(A：1 国群)に輸出する場合
には、輸出許可申請は不要である。
5. 規制品目番号 3B002 に該当する品目には許可例外 C I V 又はその他の許可
例外が適用できないため、この品目を中国(D：1 国群)向けに輸出する場合
に、民生企業の民生用途向けであっても、輸出許可申請が必要である。

(参考)

<規制品目リスト(抜粋)>

3B002 Test equipment specially designed for testing finished or unfinished semiconductor devices as follows

License Requirements

Reason for Control: NS, AT

Control(s)

NS applies to entire entry

AT applies to entire entry

Country Chart

NS Column 2

AT Column 1

License Exceptions

LVS: \$500

GBS: Yes

CIV: N/A

<カントリーチャート(抜粋)>

Countries	CB			NP		NS		MT	RS		FC	CC			AT	
	C B 1	C B 2	C B 3	N P 1	N P 2	N S 1	N S 2	M T 1	R S 1	R S 2	F C 1	C C 1	C C 2	C C 3	A T 1	A T 2
China	×	×	×	×		×	×	×	×	×		×		×		
France	×					×		×	×							
Philippines	×	×		×		×	×	×	×	×		×		×		

＜問題 2 3＞（配点：2）

ドイツの企業から集積回路の注文があった。用途を確認したところ、当該集積回路は戦車の部品として使用され、当該戦車はブルガリアの軍に納入されるところであった。この場合に以下の記述の中で、正しいものをすべて選びなさい。

1. 当該集積回路が輸出令別表第1の1の項（7）（軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品）に該当する場合であっても、2011年12月の「防衛装備品等の海外移転に関する基準」についての内閣官房長官談話に基づき、当該項番の輸出許可は不要である。
2. 当該集積回路が輸出令別表第1の1の項（7）（軍用車両若しくはその附属品若しくは軍用仮設橋又はこれらの部分品）に該当する場合、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は失効となる。
3. 当該集積回路が輸出令別表第1の7の項（1）（集積回路）のみに該当する場合、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は失効となる。
4. 当該集積回路が輸出令別表第1の7の項（1）（集積回路）のみに該当する場合、総価額が3万円であれば少額特例は適用できる。
5. 当該集積回路が輸出令別表第1の1の項から15の項までのいずれの項にも該当しない場合であっても、武器輸出三原則等の観点から経済産業大臣の輸出許可が必要である。

＜問題 2 4＞（配点：2）

インドの企業から輸出令別表第1の2の項（31）に該当する固体レーザー発振器を受注した。需要者は当該企業であり、用途は自動車の車体の加工用である。当該受注に関する輸出許可申請を行う場合に以下の記述の中で、正しいものをすべて選びなさい。

1. 当該輸出許可申請に必要な最終用途誓約書を需要者から取得する場合は、最終用途誓約書に係る注意事項の内容を需要者に十分説明し、需要者が理解したことを確認することが重要である。また、法令等による義務付けはないが、自主管理として説明相手の名前及び肩書、説明者の名前及び肩書、日付並びに説明を受けた上で需要者が誓約書に署名したことの記録を残すことが望ましい。
2. 需要者による最終用途誓約書には、当該貨物を実際に使用し、責任を持って管理する者が署名しなければならない。
3. 法令等に基づけば、需要者による最終用途誓約書は1通作成すればよいが、需要者の信頼度、製品の機微度等によっては2通作成し、そのうち1通は需要者の保管用とすることも確実な管理を行うための一つの方法である。
4. 当該貨物が大量破壊兵器の開発等を助長する懸念の有無については、輸出者ではなく、経済産業省が判断するので、経済産業省で適切に審査が行えるように輸出者は輸出許可申請の提出書類に事実を正確に記載する。
5. 当該輸出許可申請は、経済産業省安全保障貿易審査課における窓口申請の他、郵送申請又は電子申請によっても行うことができる。

<問題 25> (配点：2)

中国の大学から300万円のカメラ1台の注文があった。当該大学が需要者であり、外国ユーザーリストに掲載されている。用途は太陽電池の研究である。当該カメラは輸出令別表第1の10の項(4)貨物等省令第9条第八号ロ(五)に該当する(告示貨物ではない)。この場合に以下の記述の中で、正しいものをすべて選びなさい。

1. 当該大学のホームページも確認した上で取引審査を行った。ただし、リンク先にアラビア語のような言語で書かれたページがあり、全く意味がわからなかったため、そのページについては取引審査を行うための情報には含めなかった。
2. 中国で開催された画像機器の展示会において、当社の営業担当者がアメリカの競合メーカーの営業担当者と雑談をしたとき、当該大学が太陽電池の研究と偽って核開発に使用するカメラの調達をしているので注意した方がよいという話を聞いた。そのため、当社では慎重に情報収集を行ったが、そのような情報は全く得られなかったため、取引審査においてこの点については問題ないと判断した。
3. 外国ユーザーリストに掲載されている大学であるが、明らかガイドラインに基づき厳正に審査を行った結果、当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び核兵器等開発等省令の別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかであると判断した。また、核兵器等の開発等以外の軍事用途にも用いられないと判断した。さらに、経済産業大臣からの通知もなかったため、当社が取得している特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して輸出することとした。
4. 特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して輸出するため、輸出令別表第1の項及び番号並びに貨物等省令の該当規定をインボイスに記載しなければならないが、記載する場所が限られていたため、10の項(4)貨物等省令第9条第八号ロ(五)ではなく、簡素化して10-4 9-8-ロ(5)と記載した。
5. 上記1. から4. まですべて誤っている。

問題文中で使用される用語・略称について

A T A 条約	物品の一時輸入のための通関手帳に関する通関条約
外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
通常兵器開発等省令	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令
文書等告示	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等
仲介貿易おそれ省令	外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買、貸借又は贈与に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
核兵器等開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第 9 条第 2 項第七号イ及び第八号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
通常兵器開発等告示	経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合
無償告示	輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
告示貨物	輸出貿易管理令別表第 3 の 3 の規定により経済産業大臣が定める貨物
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令

	第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
キャッチオール規制通達（補完規制通達）	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について
包括許可要領	包括許可取扱要領

大臣通達	「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」として当時の通商産業大臣（現：経済産業大臣）名で輸出関連団体の長あてに要請した通達（平成 6 年 6 月 24 日付）をいう。 平成 18 年 3 月 3 日に新たに「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という大臣通達が出され、企業における輸出管理の徹底を求めている。
リスト規制	輸出令別表第 1 の 1 から 15 の項、外為令別表の 1 から 15 の項で規制されている貨物及び技術をいう。専ら機能・仕様（スペック）に着目した規制。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者及び用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。
明らかガイドライン	核兵器等開発等省令第二号、第三号のかっこ書（輸出しようとする貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなきとき）又は核兵器等開発等告示の第二号、第三号にあたるかを判断するために、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の 1（6）で「輸出者等が「明らかなきとき」を判断するためのガイドライン」として定められている判断基準。
懸念貨物例	「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（キャッチオール規制通達）の 1（3）で規定されている。リスト規制に該当しない貨物の中で、特に大量破壊兵器の開発等に使

	用されるおそれの強い貨物として４０品目が規定され、用途・需要者の確認を慎重に行う必要がある。 平成２４年８月１３日より、シリア向けに１１品目が追加された。
--	---

平成 2 4 年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験

(STC Expert / STC Legal Expert)

試験問題 (法令編)

【択一式】

【選択式】